

令和2年度

第4回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和2年7月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、令和2年度第4回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
報告第2号 農地法第5条の規定による許可処分の取消について
報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員> (8名)

- 1 番委員：加曾利 益弘 3 番委員：森 紀久嗣
4 番委員：鈴木 孝一 5 番委員：渡辺 忠洋
6 番委員：吉野 公博 8 番委員：山口 豊
9 番委員：矢代 とみ江 10 番委員：押元 康郎

<欠席委員> (2名)

- 2 番委員：佐川 順一郎 7 番委員：浅野 幸男

<出席職員>

- 事務局長 秋山 賢次 事務局 加藤 庸永 寺井 絵里

開 会（午後 2 時 00 分）

事務局長（秋山課長）

本日は、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。
ございます。

只今から令和 2 年度第 4 回大多喜町農業委員会総会を開
会いたします。

本日は、8 名の出席をいただいておりますので、大多喜町
農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立いたし
ます。

なお、本日、2 番委員の佐川委員と 7 番委員の浅野委員に
つきましては、都合により欠席との連絡を受けておりますの
で、御報告いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によ
り押元会長に議長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

（押元会長 挨拶）

議長（押元会長）

議事日程 3 の議事録署名人の指名について、大多喜町農業
委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を
指名いたします。

4 番委員の鈴木委員、それから 5 番委員の渡辺委員にお願
いいたします。

早速、議事日程 4 の議件に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を受けた後、発言
されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請につい
て」を議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。

事務局（寺井）

それでは、2 ページをお開きください。

今回、申請案件が 3 件ありますので、事務局で一括して説
明した後、1 件ずつ御審議をお願いいたします。

なお、番号 8 及び番号 9 については、権利者が同一のため、
一括して御審議いただきますようお願いいたします。

それでは、議案第 1 号。農地法第 3 条の規定による許可申
請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有
権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求
める。令和 2 年 7 月 7 日提出、大多喜町農業委員会会長 押
元康郎。

番号8。所在・地番、柳原字築沢 ■■■番■■■。地目、畑。地積、887平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲渡人、高齢で耕作が困難であるため譲渡したい。譲受人、自宅から近い申請地を取得し、農業を始めるため。権利内容、売買による所有権移転。

番号9。所在・地番、柳原字築原 ■■■番■■■。地目、畑。地積366平方メートル。外7筆、合計8筆。合計地積、3,448平方メートル。権利者は、番号8と同一人物です。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲渡人、高齢で耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人、自宅から近い申請地を取得し、農業を始めるため。権利内容、売買による所有権移転。

続きまして3ページ。番号10。所在・地番、船子字大橋 ■■■番■■■。地目、田。地積、389平方メートル。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、譲渡人、自身の耕作が困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人、申請地を取得し、畑として利用する。権利内容、売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては、4ページに掲載のとおりです。

以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。

議案第1号、番号8及び番号9については、私が現地調査をいたしましたので報告します。

場所は、■■■バスの車庫から三口橋を上原方面へ向かって100メートル弱ほどの所に右に入る道があり、踏切を渡って柳原地先へ入ります。柳原区の中に入っていきますと、300メートルくらい先で、道路が左へ直角にカーブしております。その左側に曲がった所が起点になりまして、その前後に申請地がありました。■■■番■■■、■■■番■■■があり、右に少し曲がった所に■■■番■■■と■■■番■■■の2筆がありました。道路の左側に■■■番■■■、■■■番■■■、■■■番■■■の3筆があるのですが、現状は畦畔が取り外されて整地され、1枚の水田として耕作された跡がありました。ここは、去年は植え付けた様子がありませんでしたので、今は草が生えておりました。■■■番■■■と■■■番■■■については、過去に畑として使っていた様子が見受けられ、草刈りはきれいに行っていました。そこから右に位置する所の■■■番■■■と■■■番■■■も畑として使っておりまして、草刈りもきれいにしてありました。ここについ

ては、農地として耕作するには十分な所ではないでしょうか。それから、もう2筆、■■番■と■■番■は、少し離れていまして、図面の中に、住宅で〇〇〇〇氏のお宅があるのですが、そこからまっすぐ南西に向かった所に位置する田でございます。現状は、耕作をした様子がなく、休耕しています。周りに草が生い茂った所はありますが、農用地として十分に使えると思います。それから、■■番■は、田の脇の細い1筆ですけど、ここは用水路として確保されたものでございまして、現状はそのままの状態になっております。いずれにしても、畑として使うのであれば、十分使えるのではないかと思います。

また、他人に迷惑のかかるようなことは見受けられませんでしたので、報告をさせていただきます。

以上、雑駁な説明で恐縮ですが、御審議の程よろしく願います。

それでは、質問のある方は、よろしくお願いいたします。

加曾利委員（1番）

譲受人は、自宅に近い申請地で農業を始めたいとあるのですが、具体的にどのようなものを作る計画なのか聞いていますか。

それと、売買による所有権移転とあるのですが、売買金額はいくらぐらいか教えていただきたい。

事務局（寺井）

具体的にどのような作物を作付けるかということですが、営農計画書が提出されておりました。根菜類、葉物野菜及び柑橘系、ブルーベリーなどの果樹を作付ける予定であるということで計画が提出されております。

売買価格については、把握しておりませんでした。

加曾利委員（1番）

所有権移転するのであれば、営農計画書の中に売買価格の記載がないのですか。

事務局（寺井）

農地法第3条の許可に当たっては、必須項目ではございません。これまでも、参考までにお伺いしている情報でございます。

渡辺委員（5番）

譲受人は、何歳くらいですか。

事務局（寺井）

年齢については、61歳ということでございます。

議長（押元会長）

そのほかに質問のある方は、いらっしゃいますか。

（質問等なし）

議長（押元会長）

質問がないようですので、番号8、番号9については、許可することとして御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（押元会長）

異議なしと認め、番号8及び番号9については、許可することに決定いたしました。

続きまして、番号10については、8番委員の山口委員が、現地を確認してくださいましたので、説明をお願いいたします。

山口委員（8番）

6月30日、事務局職員1名と申請者本人立会いの下、現地視察を行い、いろいろと事情を聞きました。

場所は、船子の方から来て、銀行近くの信号を左に曲がった先がクランクになっているのですが、曲がらないでまっすぐ入っていくと、老人ホームが河川のすぐそばにあります。その老人ホームの手前を左に曲がって、橋を渡ってすぐ右の一画にあります。

今現在は、耕作していませんので、結構荒れているのですが、申請者の言うことには、耕作地を作って、この町のためになるようにしたいということです。

申請地は、河川から10メートルくらい上にあります。所々竹が生えているので、その竹も上手く使うことを計画しているそうです。

この河川の所には、公園が手前の方にはありますが、今現在、ほとんど使用されていません。そこには、釣り場や桜並木があるので、是非とも申請地に畑を作って景観を良くしたいということを伺いました。

非常にバイタリティーのある方が大多喜にもいるのだなと思いました。

農業委員としては、そういう方を望んでいるので、良いのではないかと思います。よろしく御検討をお願いいたします。

議長（押元会長）

御苦労様でした。

山口委員の現地調査報告が終わりました。

質問のある方は、発言をお願いします。
質問、ございませんでしょうか。

(質問等なし)

議長 (押元会長)

質問がないようですので、番号 10 については、許可することとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (押元会長)

異議なしと認め、番号 10 につきましては許可することに決定いたしました。

議案第 1 号については、以上でございます。

続きまして、議案第 2 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。

事務局 (寺井)

それでは、5 ページを御覧ください。

議案第 2 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第 5 条の規定による転用を伴う地上権設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。令和 2 年 7 月 7 日提出、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 10。所在・地番、西部田字川田 ■■■番■■■。地目、田。地積、1,973 平方メートル。農地種別、2 種。農用地区域、外。権利者、銚子市〇〇〇〇氏。義務者、大多喜町〇〇〇〇氏。事由、営農規模を縮小し、土地の有効利用を図るため、申請地を太陽光発電施設に転用したい。転用を伴う地上権設定。

説明は、以上です。

議長 (押元会長)

事務局からの説明が終わりました。

議案第 2 号、番号 10 については、8 番委員の山口委員が、現地調査を担当してくださいましたので、報告をお願いいたします。

山口委員 (8 番)

6 月 25 日、事務局職員 1 名、義務者及び権利者立会いの下、現地調査を行いました。

場所は、病院の脇を抜けて、橋を渡って左の方へ行くと老川の方へ行くのですが、そちらへは行かず、橋を渡ってその

	<p>まままっすぐに行って、すぐ右の上の方に4筆の田と畑があります。</p> <p>現在、2筆は畑で何も作っていないのですが、奥の1筆が水田として作っておりました。申請された所は、何も作っていないです。申請地には、ソーラー施設を作る予定とのことです。</p> <p>権利者は、義務者から土地を借りて、ソーラー施設を作るとの話をしていました。</p> <p>申請地は、昨年まで水稻を作っていたのですが、今年は作らず、権利者が草刈りをしていました。場所的にはとても良い場所で、道路から近いですし、日当たりが良い所でした。</p> <p>皆さんの御審議をお願いいたします。</p>
議長（押元会長）	<p>御苦労様でした。</p> <p>山口委員からの現地調査報告が終わりました。</p> <p>質問のある方は、お願いします。</p>
吉野委員（6番）	<p>場所がいまひとつ分からないので説明願います。</p>
山口委員（8番）	<p>病院の所の橋を渡り、左の方へ行くと養老溪谷の方へ行きますが、急なカーブの所を道なりに曲がらずに、ダム建設予定地だった方へまっすぐ進み、すぐ右の上です。道路から高低差が10メートルくらいあります。場所はとても良い所です。</p>
議長（押元会長）	<p>ほかに質問のある方、いらっしゃいますか。</p>
渡辺委員（5番）	<p>申請地は、写真で見ると平らな感じですが、そのとおり平らなのですか。</p> <p>また、西側は、斜面になっているのですか。</p>
山口委員（8番）	<p>両側とも斜面になっています。西側から入っていく道と東側から入っていく道がありますが、いずれも斜面になっていますので、この4筆は台地のようになっています。</p>
議長（押元会長）	<p>ほかに質問のある方、いらっしゃいますか。</p> <p style="text-align: center;">（質問等なし）</p>
議長（押元会長）	<p>質問がないようです。番号10については、許可すること</p>

として御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (押元会長)

異議なしと認め、番号 10 については、許可相当とすることといたします。

議案第 2 号は、以上でございます。

議件は、以上をもって終わります。

それでは、議事日程 5 の報告事項について、事務局よりお願いいたします。

事務局 (寺井)

それでは 6 ページから報告事項に移らせていただきます。

報告第 1 号。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。令和 2 年 7 月 7 日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 8。所在・地番、小田代字上七色堀 ■■■番。地目、畑。地積、780 平方メートル。外 19 筆、合計 20 筆。合計地積が 6,891 平方メートル。登記原因・日付、相続、令和元年 6 月 11 日。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。

続きまして 7 ページ、番号 9。所在・地番、小田代字畑谷 ■■■番 ■■。地目、田。地積、380 平方メートル。外 2 筆、合計 3 筆。合計地積 1,103.61 平方メートル。登記原因・日付、相続、令和 2 年 5 月 26 日。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 10。所在・地番、小田代字沢田 ■■■番。地目、田。地積、476 平方メートル。外 12 筆、合計 13 筆。合計地積が 4,804 平方メートル。登記原因・日付、相続、令和 2 年 5 月 26 日。権利者、御宿町〇〇〇〇氏。

続きまして 8 ページ。番号 11。所在・地番、小土呂字高住原 ■■■番 ■■。地目、田。地積、382 平方メートル。外 3 筆、合計 4 筆。合計地積が 6,338 平方メートル。登記原因・日付、相続、令和 2 年 5 月 26 日。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 12。所在・地番、小田代字平野 ■■■番 ■■。地目、田。地積、617 平方メートル。外 15 筆、合計 16 筆。合計地積が 6,296 平方メートル。登記原因・日付、相続、令和 2 年 6 月 16 日。権利者、大多喜町〇〇〇〇氏。

続きまして、9 ページ、報告第 2 号にまいります。

報告第 2 号。農地法第 5 条の規定による許可処分の取消しについて。下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可処分

の取消願の提出があったので報告する。令和2年7月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。1、農地法第5条の規定による許可年月日、令和元年6月4日。2、許可を受けた者の住所、氏名及び土地の表示等、番号1。譲受人、大多喜町〇〇〇〇氏。譲渡人、大多喜町〇〇〇〇氏。許可申請取消に係る土地、船子字西前 ■■■番■■■。地目、畑。地積、374平方メートル。用途、専用住宅。取消し事由、売買契約解除のため。

続きまして、10ページ、報告第3号に入ります。

報告第3号。農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。令和2年7月7日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号2。所在・地番、大田代字岡田 ■■■番■■■。地目、畑。地積288平方メートル。変更登記地目、山林。登記原因・日付、昭和年月日不詳、地目変更。こちらの調査についてですが、6月17日、水曜日、午前10時から加曾利委員、佐川委員、事務局職員1名で現地調査に入りました。本件土地には、竹や雑木が生い茂り、長期間耕作されていない様子であった。重機等を使用し、抜根、耕耘、草刈りを行わなければ、農地としての復元は困難であると判断できることから、非農地回答とした。土地所有者の住所・氏名、東京都品川区〇〇〇〇氏。

11ページ。番号3。所在・地番、柳原字鷓浪ヶ淵 ■■■番■■■。地目、田。地積502平方メートル。変更登記地目、山林。登記原因・日付、昭和年月日不詳、地目変更。こちらにつきましては、6月22日、月曜日に現地調査を行っております。午前10時から山口委員、事務局職員1名で現地調査を行いました。本件土地は、平成29年12月の地籍調査による地目認定の照会地であり、当時の現地調査の結果、町に地目認定を認める回答をしている。その頃と現況は、ほぼ変わっておらず、杉や雑木が生え、また、その切り株が残り、竹が繁茂し、長期間耕作されていない様子であった。周囲3方向が山林で、もう一方は田となっており、車両の進入が難しい場所であるが、重機等を使用し抜根、耕耘を行わなければ農地としての復元は困難であると判断できることから、非農地回答とした。土地所有者の住所・氏名、大多喜町〇〇〇〇氏。

報告事項は、以上です。

議長（押元会長）

以上、報告事項でございますので、御了解いただきたいと

思います。

続いて、議事日程 6、その他に入ります。

事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（寺井）

特にごさいません。

議長（押元会長）

それでは、以上をもちまして、議長の職を解かせていただきます。長時間ありがとうございました。

事務局長（秋山課長）

お疲れ様でした。

以上をもちまして、本日の総会を閉会させていただきます。

大変お疲れ様でございました。

閉 会（午後 2 時 48 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年7月7日

議長 押 元 康 郎

署名委員 鈴 木 孝 一

署名委員 瀧 辺 忠 洋